

令和3年8月25日

議 案  
(その1)

8月定例会議

常 総 市



## 議案第45号

### 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

常総市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行することとされたことに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市手数料条例の一部を改正する条例

常総市手数料条例（平成12年水海道市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号カードの再交付（有効期間の満了に伴う交付を除く。）の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月25日

議 案  
(その2)

8月定例会議

常 総 市



## 議案第46号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例について

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96  
条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律の改正に伴い、本則中で引用する同法の条項番号を改めるため、これを提出  
する。

## 常総市条例第 号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年常総市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第4条第2項ただし書及び第3項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第47号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 一般競争入札
- 4 取得金額 20,847,620円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町1番45号  
小池株式会社  
代表取締役 小池 裕之

提案理由

本案は、去る7月29日に一般競争入札を行った消防ポンプ自動車の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

## 議案第48号

### 常総市情報公開条例等の一部を改正する条例について

常総市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係する条例において所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市情報公開条例等の一部を改正する条例

(常総市情報公開条例の一部改正)

第1条 常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

(常総市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 常総市個人情報保護条例（平成14年水海道市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同条第4号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第7条第2項第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第26条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

#### 附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、第2条（常総市個人情報保護条例第26条の2の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

## 議案第53号

常総市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

常総市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、常総市体育協会の名称変更に伴う改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例

常総市健康づくり推進協議会設置条例（平成17年水海道市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第9号中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第54号

### 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例について

常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、産業の振興、にぎわいの創出、防災機能の強化等を図るための施設として道の駅地域振興施設を開設することとし、公の施設として、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第1条 道路利用者に対し、休憩の場を提供するとともに、本市の農産物及び地域特産品の紹介及び販売を通じた産業の振興並びににぎわいの創出並びに防災機能の強化を図るための施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、常総市道の駅地域振興施設（以下「地域振興施設」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 地域振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 常総市道の駅地域振興施設
- (2) 位置 常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内保留地  
6街区3画地外

#### (施設)

第3条 地域振興施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 物販施設
- (2) 飲食施設
- (3) 交流施設
- (4) 情報発信施設
- (5) 広場
- (6) 公衆便所
- (7) 駐車場
- (8) その他附帯施設

#### (開館日及び開館時間)

第4条 地域振興施設の開館日及び開館時間は、規則で定める。

#### (事業)

第5条 地域振興施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関すること。
- (2) 観光情報、道路情報等の発信に関すること。
- (3) 市民と来訪者との交流の促進に関すること。
- (4) 農産物、地域特産品等の販売及び飲食物の提供に関すること。

- (5) 交流人口の増加の促進に関すること。
- (6) 災害への対応に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。  
(指定管理者による管理)

第6条 地域振興施設の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 地域振興施設の維持管理に関する業務
- (3) 別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）の利用の許可に関する業務
- (4) 有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務  
(管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により前条の業務（以下「指定管理業務」という。）を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 地域振興施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 利用者（次条第1項の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び来場者（利用者以外の者で地域振興施設に来場するものをいう。以下同じ。）に対し、平等かつ適正なサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定管理業務により取得した個人情報을適正に取り扱うこと。  
(利用の許可)

第9条 有料施設の全部又は一部を一定期間占有する目的で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、地域振興施設の管理上必要があると認めるときは前項の許可に条件を付することができる。



(許可の基準及び入場の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 地域振興施設の建物、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が地域振興施設の管理上支障があると認めるとき。

2 指定管理者は、利用者又は来場者が前項各号のいずれかに該当するときは、地域振興施設への入場を禁止し、又は地域振興施設から退場を命ずることができる。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の事故により有料施設の利用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定を適用したことにより利用者が受けた損害について、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的で有料施設を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第13条 利用者は、有料施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、利用者の負担とする。

(利用料金)

第14条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 納付された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用ができなかったとき。

(2) 利用者が規則で定める期間内に利用の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に定めるもののほか指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、有料施設の利用を終了したとき（利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときを含む。）は、速やかに当該有料施設を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。ただし、指定管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者が原状に復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第18条 故意又は過失により地域振興施設の建物、附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(市長による管理)

第19条 第6条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第7条に規定する地域拠点施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合における第10条第2項及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。
- 3 第1項の場合（指定管理業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた指定管理業務に地域拠点施設の利用の許可又は特別設備等の許可が含まれているときに限る。）における第9条から第11条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定（第10条第2項及び第11条第2項を除く。）中「指定管理者」とあり、及び第11条第2項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項及び第13条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 4 第1項の場合（指定管理業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた指定管理業務に利用料金の徴収が含まれているときに限る。）において、第9条第1項の許可を受けた者は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。
- 5 前項の場合における第15条、第16条及び別表の規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。
- 6 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が指定管理業務を行うこととなった場合における第9条第1項、第13条第1項及び第14条第1項の規定の適用については第9条第1項及び第13条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長の許可を受けている場合は、この限りではない」と、第14条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、第19条第4項の規定により既に納付した使用料金があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、地域振興施設の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続、有料施設の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

3 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1号を加える。

(21) 道の駅地域振興施設

(常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

4 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中第23項を第24項とし、第22項の次に次の1項を加える。

23 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例（令和3年常総市条例第 号）

別表（第7条, 第14条, 第19条関係）

区 分	利用単位	利用料金	備 考
物販施設	1月	売上額に100分の30を乗じて得た額	
飲食施設	1月	売上額に100分の30を乗じて得た額	
交流施設	1日	1㎡につき500円又は売上額に100分の30を乗じて得た額のいずれか高い額	物品の販売及びこれに類する行為に利用する場合
	1時間	500円	上記以外の場合
情報発信施設	1日	1㎡につき500円又は売上額に100分の30を乗じて得た額のいずれか高い額	物品の販売及びこれに類する行為に利用する場合
	1時間	500円	上記以外の場合
広場	1日	1㎡につき500円又は売上額に100分の30を乗じて得た額のいずれか高い額	物品の販売及びこれに類する行為に利用する場合
	1時間	1,000円	上記以外の場合

備考

- 1 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算するものとする。

議案第55号

土地改良法による土地改良事業施行に伴う字の区域の一部変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業施行に伴う字の区域の一部変更につき，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，別紙変更調書のとおり議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，本市が施行する市営土地改良事業における三坂町地内の畑地の土地改良に関し，全ての工事が完了したことから，予定される換地処分に先立って，字の区域を変更し，字界を換地後の土地の境界に整合させる必要があるため，これを提出する。

## 変 更 調 書

三坂町字十区に変更する区域

三坂町字八区

5037, 5039

議案第56号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 公の施設の名称 水海道あすなろの里（ロジ棟及びキャンプ場）
- 2 指定する団体 東京都目黒区中目黒3丁目3番2号 EGビル8階  
株式会社Recamp  
代表取締役 丹 埜 倫
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

提案理由

本案は、水海道あすなろの里のロジ棟及びキャンプ場における指定管理者として、株式会社Recampを指定するため、これを提出する。





令和3年8月25日

議 案  
(その3)

8月定例会議

常 総 市



## 議案第49号

### 訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

住所

氏名

## 2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金の借入者であるが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金15,567,882円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金9,744,000円及び利息2,330,652円並びに確定損害金3,493,230円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金9,744,000円に対する平成31年2月6日から完済まで年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

## 4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

## 議案第50号

### 訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

住所

氏名

## 2 事件の内容

相手方は、議案第49号に記載の借入者の連帯保証人であり、主債務者と連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金15,567,882円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金9,744,000円及び利息2,330,652円並びに確定損害金3,493,230円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金9,744,000円に対する平成31年2月6日から完済まで年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 中立手続費用

## 4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

## 議案第51号

### 訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

### 提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 相手方

### (1) 主債務者

住所

氏名

### (2) 連帯保証人

住所

氏名

## 2 事件の内容

相手方らは、住宅資金貸付金の借入者及びその連帯保証人であり、それぞれが連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方らの一方又は双方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

## 3 請求の趣旨

相手方らに対し、連帯して、次の金額の支払を求めるもの

### (1) 金23,997,908円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金15,900,000円及び利息8,097,908円の合計額)

### (2) 前号の金額のうち、元金15,900,000円に対応する各約定返済日の翌日から完済まで、それぞれ年10.75パーセントの割合による遅延損害金

### (3) 申立手続費用

## 4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。



議案第52号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る貸金返還請求の訴えを提起するため、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 1 被告となるべき者の住所及び氏名

- (1) [REDACTED]  
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]  
[REDACTED]
- (3) [REDACTED]  
[REDACTED]
- (4) [REDACTED]  
[REDACTED]

## 2 請求の趣旨

- (1) 被告[REDACTED]は、原告に対し、金32万7054円及びうち元金に対する各約定返済日の翌日からそれぞれ支払済みに至るまで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 被告[REDACTED]は、原告に対し、金32万7054円及びうち元金に対する各約定返済日の翌日からそれぞれ支払済みに至るまで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金を支払え。
- (3) 被告[REDACTED]は、原告に対し、金32万7054円及びうち元金に対する各約定返済日の翌日からそれぞれ支払済みに至るまで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金を支払え。
- (4) 被告[REDACTED]は、原告に対し、金32万7054円及びうち元金に対する各約定返済日の翌日からそれぞれ支払済みに至るまで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金を支払え。
- (5) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- (6) 第1号ないし第4号につき仮執行宣言との判決を求める。

## 3 訴訟遂行の方針

- (1) 本件訴え提起後において、目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。